

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モーリシヤス	モーリシヤス共和国政府に対する贈与に關する日本国政府とモーリシヤス共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な同政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2019.8.14 ポートル イスで (同日)	日本側 加藤義治在モーリシヤス大使 側 モーリシヤス側 デザ・マシラジ財務・経 済開発省次官	2020.3.19 78号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。